

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 新冠町 新冠町議会 新冠町教育委員会 新冠町農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	112.9%
全職員	89.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	94.4%
本庁係長相当職	100.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	92.7%
26～30年	91.9%
21～25年	86.2%
16～20年	96.1%
11～15年	95.1%
6～10年	109.0%
1～5年	116.2%

【説明欄】

- ・ 役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がいません。
- ・ 勤続年数別の36年以上区分については、該当する女性職員がいません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。